

スマホ講習業務等委託事業仕様書

1. 目的

奈良デジタル戦略におけるデジタル原則である「デジタルデバイドへの対応」に基づき、携帯電話販売店舗のない中山間地域において、高齢者等がスマートフォンの基本的な操作ができるようになることで、行政や民間のデジタルサービスを利用して、生活上の利便性の向上を図り、地域で住み続けることができるデジタル社会の実現を目指す。

2. 対象自治体

県が選定した3団体（御杖村、明日香村、吉野町）

3. 委託内容

（講座）

スマートフォンの基本的な操作ができる地域の住民や地域内に勤務する者（各団体5名程度）に対し、地域の高齢者等にスマートフォンの基本的な操作方法（通話や情報検索、カメラ、SNS等の基本的な機能）を講習できるスキルを修得する講座（4回程度）を開催。

（実地研修）

講座受講者が地域の高齢者等（各団体5～10名程度）を対象にスマートフォンの基本的な操作方法を講習する実地研修（1回程度）を実施し、講習の進め方等のアドバイスや講習のサポートを実施。

（相談窓口）

実地研修修了後のサポートとして、研修修了者からの操作方法に関する相談等を受け付ける専用の相談窓口を設置。

○スケジュール

12月 講座受講者募集

1月 実地研修受講生募集

1～2月 講座開催

2月 実地研修実施

2～3月 相談窓口の設置、実地研修修了者による講習等の自主的な取組

※ スケジュールは調整の上、変更する場合があります。

【その他の留意事項】

- ・講座の実施に際しては、会場にて参加者の操作のサポート等を行う人員を配置すること。
- ・講習や研修において、参加者の所有物でない携帯電話機を使用しようとする場合は、受託者において用意すること。
- ・会場における通信環境が整備されていない場合は、受託者において確保すること。
- ・参加者から費用（テキスト代等を含む。）は徴さないこと。
- ・募集案内（チラシ等）を作成すること。
- ・会場使用料が必要な場合は、受託者において負担すること。
- ・個人情報保護や情報セキュリティの確保について、必要な措置を講じること。
- ・営業活動と見なされる行為は行わないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染防止に関する措置を適切に行うこと。
- ・進捗状況を定期的に報告するとともに、業務完了時に完了報告書を提出すること。

4. 実施期間

契約日から令和5年3月20日（月）まで